6　事業の評価・検証と次期計画への反映

総合事業を効率的に実施していくためには、個々の事業評価と併せて、市町村による総合事業の結果等の評価・検証と市町村介護保険事業計画（法第117条第１項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。以下同じ。）への取組の反映が重要である。

評価結果については、市町村、地域包括支援センターをはじめとする関係者で共有することで、以降のケアプラン作成におけるサービス選定やサービスの質の向上に活用することにもつながる。

さらに、評価の実施に当たっては、関係者間での議論が重要であることから、各市町村で開催している介護保険運営協議会や地域包括支援センター運営協議会等において議論することが重要である。

7　都道府県による市町村への支援

総合事業は、市町村が、その地域の実情に応じて取組を実施するものであり、多様なサービスの充実等による地域の支え合いの体制づくり、多様なサービスにおける単価や基準、利用者負担の設定等多岐にわたる事務が生じることとなる。

そのため、国において、指定事業者制度や国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）による審査支払を可能とするなどの仕組みを設けるとともに、生活支援体制整備事業の創設、介護保険給付費における調整交付金と同様の仕組みを設けるなど、市町村が事業を円滑に実施することができるよう配慮している。

都道府県においても、市町村が総合事業を円滑に実施することができるよう、その実情に応じた市町村への支援に取り組むことが求められる。

8　他の計画等との関係

各年度における総合事業の量の見込みについては、市町村介護保険事業計画において定めることとされ、各年度における総合事業に要する費用及び総合事業の見込量の確保のための方策については、市町村介護保険事業計画において定めるよう努めることとされている。総合事業は、市町村介護保険事業計画に基づき計画的に事業を推進するものとし、その際、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の８第１項の規定による市町村老人福祉計画との一体性、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第５条第１項に規定する市町村計画との整合性を十分に図るものとする。

第２　サービス事業

1　基本的な考え方

サービス事業は、要支援者等の多様な生活支援のニーズに対応するため、旧介護予防訪問介護等に相当する専門的なサービスに加え、住民主体の支援等も含め、多様なサービスを総合事業の対象として支援する。

2　サービス事業の構成

サービス事業は、訪問型サービス（第１号訪問事業）、通所型サービス（第１号通所事業）、その他生活支援サービス（第１号生活支援事業）及び介護予防ケアマネジメント（第１号介護予防支援事業）から構成される。

3　対象者

対象者は、要支援者に相当する者であるが、サービス事業においては、サービス利用に至る流れとして、要支援認定を受け、介護予防ケアマネジメントを受ける流れのほかに、基本チェックリストを用いた簡易な形でまず対象者を判断し、介護予防ケアマネジメントを通じて必要なサービスにつなげる流れも設ける。前者は要支援者、後者はサービス事業の対象者（以下「事業対象者」という。）として、サービス事業の対象とする。

この際、明らかに要介護認定が必要な場合や予防給付によるサービス（介護予防訪問看護、介護予防福祉用具貸与等）を希望している場合等は、要介護認定等の申請の手続につなぐが、サービス事業のサービスのみを利用する場合には、要支援認定を受けず、基本チェックリストを用いた簡易な形で、事業対象者とすることが可能となる。

基本チェックリストの活用に当たっては、市町村又は地域包括支援センターにおいて、サービスの利用相談に来た第１号被保険者に対して、原則、対面で基本チェックリストを用い、相談を受け、基本チェックリストにより事業対象者に該当した者に対して、更に介護予防ケアマネジメントを行う。

なお、利用相談に際しては、被保険者より相談の目的や希望するサービスを聴き取るほか、サービス事業、要介護認定等の申請、一般介護予防事業についての説明を行う。特にサービス事業に係る説明に際しては、サービス事業によるサービスのみを利用する場合は、基本チェックリストを用いた簡易な形で、迅速なサービスの利用が可能であること、事業対象者となった後やサービス事業によるサービスを利用し始めた後も、必要な時は要介護認定等の申請が可能であることの説明が必要である。

加えて、事業対象者は、要支援者に相当する状態等の者を想定しており、そのような状態等に該当しないケースについては、一般介護予防事業の利用等につなげていくことが重要である。

第２号被保険者については、がんや関節リウマチ等の特定疾病に起因して要介護状態等となることがサービスを受ける前提となるため、基本チェックリストを実施するのではなく、要介護認定等申請を行う。

4　各事業の内容

要支援者等の多様な生活支援のニーズに対して、総合事業により多様なサービスを提供していくためには、市町村が中心となって、その地域の実情に応じて、総合事業によるサービスを類型化し、それに合わせた基準や単価等を定めることが必要である。

そこで、地域における好事例を踏まえ、以下のとおり、多様なサービスの典型的な例を参考として示すので、市町村においては、これらを参考にしつつ、その地域の実情に応じて、サービス提供の在り方について検討する。

⑴　訪問型サービス

訪問型サービスは、旧法第８条の２第２項に規定する介護予防訪問介護（以下「旧介護予防訪問介護」という。）に相当するもの（訪問介護員等によるサービス）と、それ以外の多様なサービスからなる。

多様なサービスについては、主に以下のようなサービス類型が想定される。

・　主に雇用されている労働者により提供される、旧介護予防訪問介護に係る基準よりも緩和した基準によるサービス（訪問型サービスＡ）
・　有償・無償のボランティア等により提供される、住民主体による支援（訪問型サービスＢ）
・　保健・医療の専門職により提供される支援で、３～６か月の短期間で行われるもの（訪問型サービスＣ）
・　サービス事業と一体的に行われる移動支援や移送前後の生活支援（訪問型サービスＤ）

⑵　通所型サービス

通所型サービスは、旧法第８条の２第７項に規定する介護予防通所介護（以下「旧介護予防通所介護」という。）に相当するもの（通所介護事業者の従事者によるサービス）とそれ以外の多様なサービスからなる。

多様なサービスについては、主に以下のようなサービス類型が想定される。

・　主に雇用されている労働者により又は労働者とともにボランティアが補助的に加わった形により提供される、旧介護予防通所介護に係る基準よりも緩和した基準によるサービス（通所型サービスＡ）
・　有償・無償のボランティア等により提供される、住民主体による支援（通所型サービスＢ）
・　保健・医療の専門職により提供される支援で、３～６か月の短期間で行われるもの（通所型サービスＣ）